

障害福祉サービス等の種類及び障害支援区分による利用の可否

18歳以上の障害のある方

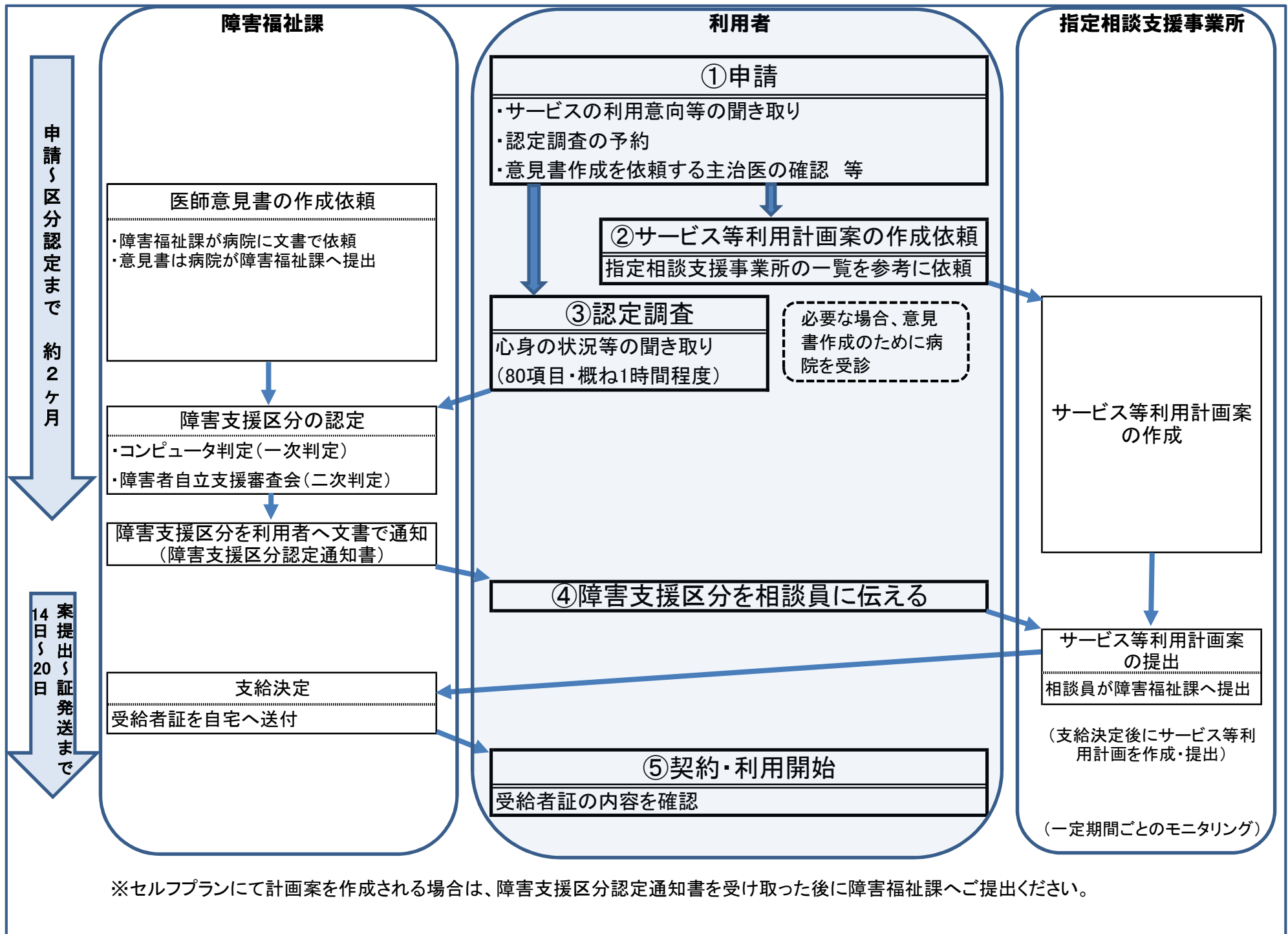
(R4.12月時点)

サ ー ビ ス 名			サ ー ビ ス 内 容		対 象		非該当・ 区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	介 護 給 付	居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等 介助・通院等乗降介助)	自宅での入浴、排せつ、又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除 等の家事、通院の際の介助等を行う	身体・知的・精神・難病		×	○	○	○	○	○	○			
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害又は精神障害により行動障害を 有し、常に介護を要する方に、見守り含む居宅介護を行う	身体・知的・精神・難病 (認定調査項目等による制限あり)		×	×	×	×	○	○	○			
		同行援護	視覚障害者の方に対し、外出時の同行支援等を行う	身体・難病		○	○	○	○	○	○	○			
		行動援護	知的障害又は精神障害により行動障害を有し、常に介護を要する 方に、危険回避のための援護、外出時の移動介護等を行う	知的・精神 (認定調査項目等による制限あり)		×	×	×	○	○	○	○			
		重度障害者等包括支援	常に介護を要する方で、介護の必要度の著しく高い方に、障害福 祉サービスを包括的に提供する	身体・知的・精神・難病 (認定調査項目等による制限あり)		×	×	×	×	×	×	○			
		短期入所	介護者が病気などで介護できない場合に、短期間、入所施設に て入浴、排せつ、食事の介護等を行う	身体・知的・精神・難病		×	○	○	○	○	○	○			
		生活介護	日中通所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動、 生産活動の機会を提供する	身体 知的 精神 難病	50歳 未満	施設入所支援利用者	×	×	×	×	○	○	○		
					50歳 以上	施設入所支援利用者	×	×	×	○	○	○	○		
				上記以外	×	×	○	○	○	○	○	○			
	療養介護	医療と介護が必要な方に、機能訓練、療養管理、看護、医学的管 理下での介護や日常生活の世話等を行う	ALS患者等 筋ジストロフィー患者 重症心身障害者		×	×	×	×	×	×	○				
	施設入所支援	障害者支援施設(入所)にて、入浴、排せつ、食事の介護、日常 生活上の必要な支援等を行う	身体 知的 精神 難病	50歳未満の生活介護利用者	×	×	×	×	○	○	○				
				50歳以上の生活介護利用者	×	×	×	○	○	○	○				
	訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期 間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う	身体・知的・精神・難病		不 要 (認定調査のみ実施)									
		就労移行支援	一定期間、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要 な訓練等を行う	身体・知的・精神・難病											
		就労継続支援(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な方に働く場を提供し、知識及び能 力向上のために必要な訓練を行う	身体・知的・精神・難病											
		就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般企業へ就労した方に、一定期 間、就労の継続を図るための相談等を行う	身体・知的・精神・難病											
		自立生活援助	障害者支援施設等を退所、又は精神科病院を退院して一人暮ら しへ移行した方に、自立した生活を送るための相談等を行う	身体・知的・精神・難病											
		共同生活援助 (グループホーム)	グループホーム(入所)にて、日常生活上の援助を行う	身体・知的・精神・難病		原則不要 (認定調査のみ実施・入所する施設によっては区分必要)									
		支 援 域 給 付 相 談	地域移行支援	施設や精神科病院に入所・入院している方に、地域生活に移行 するための住居の確保やサービス利用に関する相談等を行う	身体・知的・精神・難病		不 要 (認定調査のみ実施)								
			地域定着支援	居宅で単身生活する方に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事 態に対する訪問や相談等を行う	身体・知的・精神・難病										
	地 域 サ ー ビ ス 支 援	移動支援	社会生活上必要な外出や、余暇外出時の同行支援を行う	身体・知的・精神 (手帳等級等による制限あり)		不 要									
日中一時支援		介護者が病気などで介護できない場合に、日中通所し、入浴、排 せつ、食事の介護等を行う	身体・知的・精神・難病												
地域活動支援センター		日中通所し、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交 流活動等を行う	身体・知的・精神・難病												

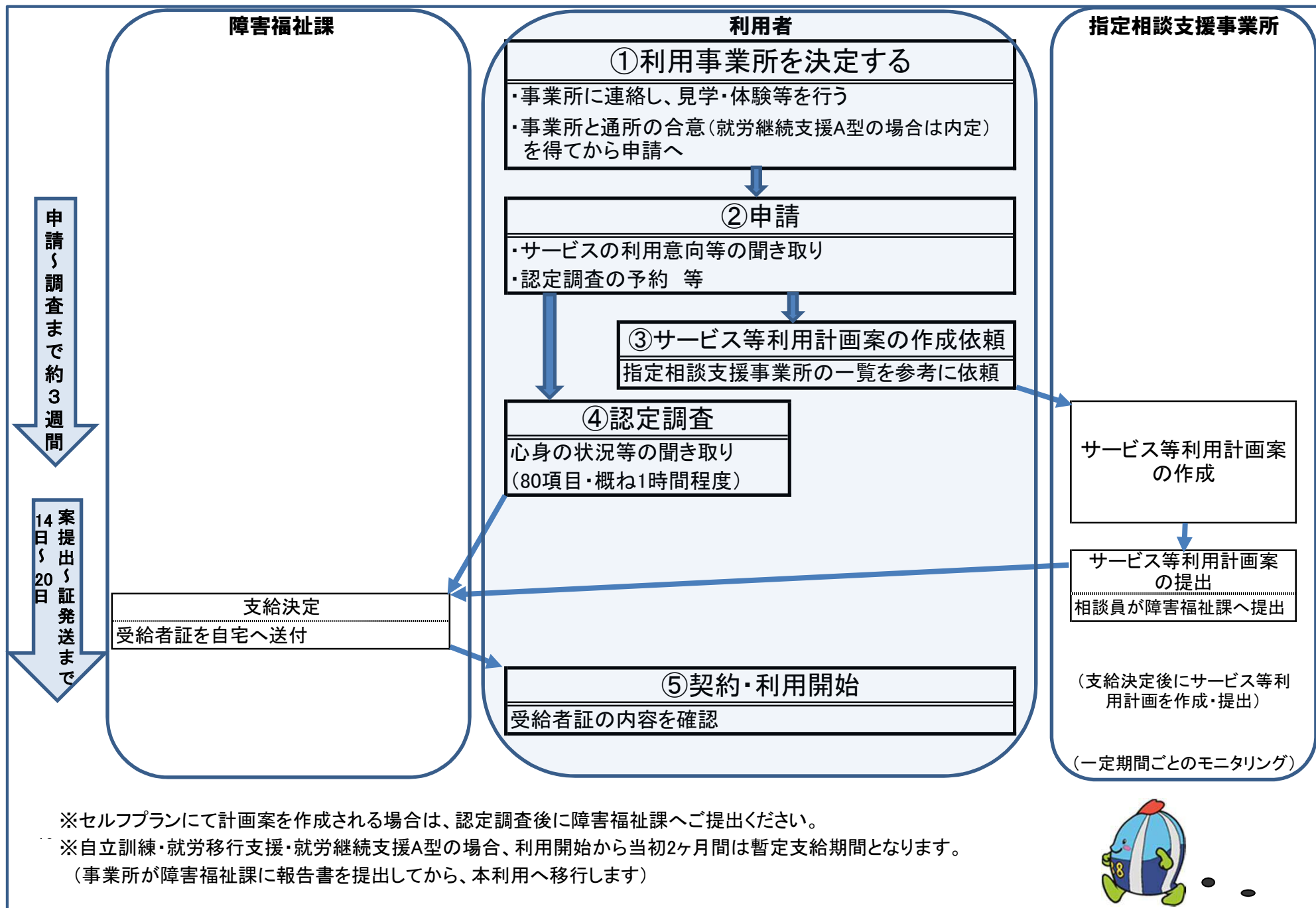
※介護保険対象者の場合は、介護保険サービスのご利用が優先となります。

※各サービス利用における要件等、詳細につきましては、障害福祉課までお問い合わせください。

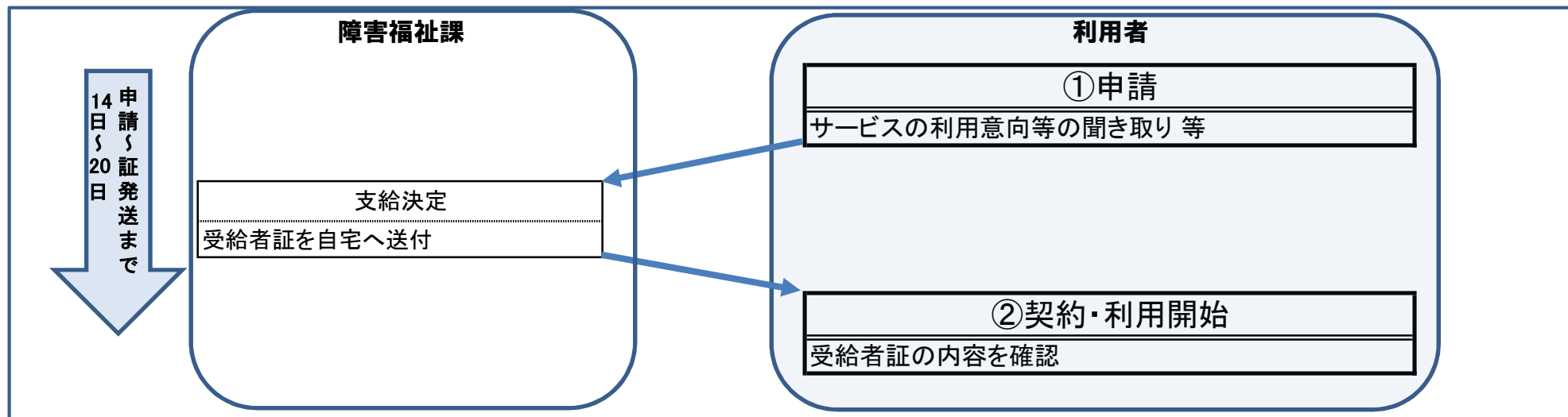
○サービス利用までの流れ（障害支援区分が必要なサービス（介護給付 等））



○サービス利用までの流れ（訓練等給付・地域相談支援給付（障害支援区分が必要な場合を除く））



○サービス利用までの流れ（地域生活支援サービス）



○利用者負担について

サービスを利用する際、原則1割の利用料がかかりますが、所得区分別に月ごとの上限が設定されます。利用料について、負担上限額を超える負担はありません（光熱水費、食費、交通費等は別途実費となります）。また、生活保護または非課税世帯の場合、施設等入所にかかる実費分の補助や、家賃助成があります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯で、所得割額が16万円未満の方（20歳以上の施設等入所者を除く） 市民税課税世帯で、所得割額が28万円未満かつ20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市民税課税世帯で、「一般1」以外の方	37,200円

※世帯の範囲・・・ 障害のある方本人とその配偶者
（20歳未満の施設入所者の場合は、保護者の属する世帯全員）

○問い合わせ先

一宮市役所 障害福祉課（本庁舎2階25番窓口）
一宮市本町2丁目5番6号 ☎0586-28-9134

※申請時は、障害者手帳等、マイナンバーがわかるもの、来庁者の本人確認書類を
お持ちください。申請手続きは、尾西庁舎、木曽川庁舎でも可能です。



一宮市ホームページもご覧ください

制度について：ページID 1010691
申請書等ダウンロード：ページID 1009970
（申請書は申請時に窓口にてご用意もできます）